また、山田町から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　岩手県下閉伊郡山田町役場

第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　岩手県下閉伊郡山田町船越第4地割、第5地割、第10地割及び第11地割地内

○関東地方整備局告示第二百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
前橋市大手町二丁目五四番一から同市本町一丁目一八番二三まで	前	二六・一〇～五四・八〇（メートル）	〇・三八五（キロメートル）	
	後	二六・三〇～五四・八〇（メートル）	〇・三八五（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
葛飾区東金町八丁目一九三番一から同区東金町八丁目二六一番二地先まで	前	三五・七六～一四二・五七（メートル）	〇・一八〇（キロメートル）	
	後	三四・二五～一三三・七六（メートル）	〇・一八〇（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○四国地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号及び四百九十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県高岡郡越知町越知字横倉西ノ山丙七二八番から同町越知字市ヶ谷口丁四四二〇番一まで	前	一二・三六～一二・六〇（メートル）	三・七七〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	八・七〇～九二・三三	一・六七四	
	A	一二・三六～一二・四三	三・七七〇	
	B	八・七〇～九二・三三	一・六七四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	高知県吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ一九一四番一から同町波川字近見五六二番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月十七日

○九州地方整備局告示第八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年四月十七日

九州地方整備局長　金尾　健司

第1　起業者の名称　大分県

第2　事業の種類　一般国道212号改築工事（響峠バイパス・大分県日田市大山町西大山字岩ノ下地内から同市大山町西大山字ヤシキ付地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　大分県日田市大山町西大山字岩ノ下、字イラノ迫、字芋平、字ホリ田、字城ノ上、字山下、字原口、字石坂、字辰口、字簗平、字池田、字下鎌手、字上ノソノ、字園田、字ソノ田、字川釣及び字ヤシキ付地内

2　使用の部分　大分県日田市大山町西大山字イラノ迫、字芋平、字ホリ田、字城ノ上、字山下、字原口、字石坂、字石坂ノ上、字原、字大久保、字ヤナ平、字簗平、字辰口、字下鎌手及び字上ノソノ地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県日田市大山町西大山字岩ノ下地内から同市大山町西大山字イカダバ地内までの延長2,580mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道212号改築工事（響峠バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道212号改築工事（響峠バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により機能が失われる市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

起業者である大分県は、既に本件事業を開始していること、一般国道212号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない（以下「指定区間外」という。）。指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、大分県は本件区間について認可を受けている。